

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日に当
たるときは、そ
の翌日)

目次

- ◇ 告 示 飼料の分析検査の概要
解除予定の保安林(三件)
土地改良区の清算人の就任
土地改良事業計画の適否の決定(二件)
土地改良事業の認可(二件)
開発行為に関する工事の完了(二件)
- ◇ 選挙告示 選挙管理委員会の招集
- ◇ 地労委告示 地方労働委員会あつせん員候補者の委嘱及び解任
- ◇ 公 告 ふぐ処理師試験等の実施

登録飼料

製造事業場の所在地及び名称	登録番号	検査結果				収去年月日その他特記すべき事項
		粗たん	粗脂肪	粗繊維	粗灰分	
飼料の名称		粗たん	粗脂肪	粗繊維	粗灰分	
神戸市東灘区住吉浜町19-3		白				昭和49年7月10日
日本農産工業株式会社 神戸工場						倉吉市広栄町

告 示

鳥取県告示第千四百号

飼料の品質改善に関する法律(昭和二十八年法律第三十五号)第二十一条第一項の規定に基づき、昭和四十九年七月及び九月に収去した飼料の分析検査の概要を同法同条第四項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十九年十二月六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

ノーサン印子豚育成用完全配合飼料 エーゾルY ペレット	72B B第39号	16.0 17.2	2.0 3.2	6.0 2.8	8.0 5.4	鳥取ノーサン飼料株式会社 倉吉支店
ノーサン印子豚人工乳後期用完全配合飼料 ビンキーY	72B A第16号	18.0 19.1	3.5 5.4	4.0 2.1	7.0 5.1	
ノーサン印ブローラー肥育後期用完全配合飼料 フイエー	72T F第38号	18.0 19.3	4.5 6.6	5.0 2.4	7.0 4.8	昭和49年9月24日 鳥取市湖山町1194 鳥取ノーサン飼料株式会社
ノーサン印成鶏飼育用完全配合飼料 リード	72T D第244号	16.0 16.1	2.0 3.0	6.0 2.5	12.5 10.5	
ノーサン印子豚育成用完全配合飼料 エーゾルY	72B B第39号	16.0 16.8	2.0 3.0	6.0 3.2	8.0 5.2	昭和49年9月24日 鳥取市富安351 鳥取市東灘区住吉浜町18番地 中村産業株式会社
ノーサン印成鶏飼育用完全配合飼料 ルーキー	72T D第245号	16.0 16.1	2.0 3.0	6.0 3.4	12.5 11.6	
神戸市東灘区住吉浜町9番50号 日清製粉株式会社神戸飼料工場	71B C第23号	15.0 15.8	4.0 4.1	5.0 2.7	8.0 4.7	昭和49年9月24日 鳥取市東灘区住吉浜町18番地 近畿くみあい飼料株式会社
日清印若豚飼育用完全配合飼料 ビツグライソ	73B D第6号	15.0 15.0	2.0 3.0	7.0 4.4	9.0 6.5	
日清印成種豚用完全配合飼料 ハイリツターS	73U I第24号	11.5 12.5	2.0 3.3	9.0 4.1	9.0 5.9	昭和49年9月24日 鳥取市東灘区住吉浜町18番地 近畿くみあい飼料株式会社
日清印雄子牛肥育用完全配合飼料 ホルビーフ後期	69B A第9号	18.0 20.4	4.5 7.4	3.5 2.1	8.0 5.7	
日清印子豚用人工乳 ネオコロワートP	72T D第94号	16.0 17.0	3.5 4.3	5.0 2.8	12.5 10.8	昭和49年9月24日 鳥取市東灘区住吉浜町18番地 近畿くみあい飼料株式会社
神戸市東灘区住吉浜町18番地 近畿くみあい飼料株式会社						

くみあい標準配合飼料 大雛用1号	70TC第7号	14.0 15.1	3.0 3.9	6.0 4.1	9.0 7.0	同 上
くみあい標準配合飼料成鶏用 エツヅマツシュ17	72TD第95号	17.0 18.1	3.5 4.4	5.0 3.1	12.5 10.1	昭和49年9月25日 同 上
尾崎市西高洲町27 日本農産工業株式会社尾崎工場 ノーサン印大さう育成用完全配合飼料 マツキー	72TC第16号	14.0 14.7	2.0 3.2	6.0 4.8	9.0 7.0	昭和49年9月24日 鳥取市商栄町 伊吹肥料本店
尾崎市西高洲町27 日本農産工業株式会社 尾崎工場 ノーサン印プロイラー 肥育後期用完全配合飼料 ゾロート	72TF第39号	17.0 17.8	4.0 5.4	5.5 4.6	9.0 4.9	昭和49年9月24日 同 上
ノーサン印プロイラー肥育前期用配合飼料 ジョイスター	72TE第29号	22.0 24.4	4.0 5.7	5.0 3.1	7.0 4.6	
ノーサン印中さう育成用完全配合飼料 ミテイ	72TB第10号	17.0 17.6	2.0 3.2	6.0 3.4	9.0 6.3	
神戸市長田区駒ヶ林南町1番102号 日本配合飼料株式会社 神戸工場 三井印成鶏飼育用配合飼料産卵鶏用 ニユー・レイヤ-NO2	69TD第302号	15.0 16.2	2.5 4.0	6.0 2.9	12.5 11.4	昭和49年9月25日 鳥取市天神町11番地 (有) 桑田商店鳥取営業所
三井印子豚育成用配合飼料子豚用 エカセルC	72BB第21号	16.5 17.0	2.5 3.7	4.0 2.4	7.0 6.3	
広島市出島1丁目32番8号 船入糧工業株式会社 イリフネ完全配合飼料 大雛用	73TC第5号	14.0 14.7	3.0 3.0	6.0 3.3	8.0 7.0	昭和49年9月24日 鳥取市古海西開発 機ケンソソ
イリフネ完全配合飼料 F-16成鶏用	72TD第235号	16.0 17.1	2.5 3.5	6.0 2.7	12.0 9.8	

神戸市葦合区小野浜町 9番52号 協同飼料株式会社 神戸工場 協同印成鶏用完全配合飼料 さくら・はな	71TD第67号	16.0 16.5	2.0 3.4	6.0 2.9	12.5 10.3	昭和49年 9月24日 鳥取市初音通1丁目 福田商店
大川郡大内町三本松2123 太陽糧穀産業株式会社 マルキ印オール・イン・ワン肉用 牛肥育用配合飼料仕出用	72UI第28号	10.5 11.3	1.5 3.4	12.0 6.4	12.0 7.4	

〔備考〕 検査結果の成分検査の欄中上段は保証成分量を示し、「粗たん白質」の欄は「以上」を示し、「粗脂肪」の欄は「以上」を示し、「粗繊維」及び「粗灰分」の欄は「以下」を示し、下段は分析結果については「以上」を、フイツェンリユエール吸着飼料については「以下」を示し、「粗繊維」及び「粗灰分」の欄は「以下」を示し、下段は分析結果を示す。

収去年月日その他特記すべき事項の欄中場所の表示のあるものは当該場所において当該飼料を収去したことを示し、場所の表示のないものは、当該飼料の製造事業場において収去したことを示す。

非登録飼料

製造事業場の所在地及び名称 飼料名	表示区分	検査結果				収去年月日その他特記すべき事項
		粗たん白質	粗脂肪	粗繊維	粗灰分	
神戸市東灘区住吉浜町19-3 日本農産工業株式会社 神戸工場 ノーサン印種豚用完全配合飼料 プロミナーA	表	16.0 16.5	2.0 2.9	7.0 4.1	8.0 6.0	昭和49年 7月10日 倉吉市栄町 鳥取ノーサン飼料株式会社 倉吉支店
ノーサン印種豚用完全配合飼料 プロミナーB	表	14.0 15.5	2.0 3.2	9.0 4.6	9.0 6.3	

ノーマン印種豚完全配合飼料 プロミナーA	表	16.0 16.3	2.0 3.2	7.0 3.9	8.0 5.5	昭和49年9月24日 鳥取市湖山町1194 鳥取ノーマン飼料株式会社
尾崎市西高洲町27 日本農産工業株式会社尾崎工場 ノーマン印完全飼料肉牛肥育用	表	12.0 13.5	2.0 2.1	12.0 4.5	12.0 6.8	
神戸市長田区駒ヶ林南町1番102号 日本配合飼料株式会社神戸工場 肉牛用エリート	表	12.0 13.2	1.5 3.8	9.0 6.3	9.0 5.6	昭和49年9月25日 鳥取市天神町11番地 南桑田商店鳥取営業所
広島市出島1丁目32番8号 船入糧工株式会社 イリフネ配合飼料 プロイラーキソグC	表	18.0 18.5	5.0 6.2	4.0 2.6	8.0 5.9	昭和49年9月24日 鳥取市古海西開発 株式会社ソバソ
イリフネ肉牛用配合飼料 マイクロヒーフ	表	13.0 15.2	2.0 2.8	9.0 6.1	9.0 7.3	
鳥取市湯所町2丁目143 倉谷魚粉製造所 50.0%魚粉	表	50.0 59.0	10.2	0	28.0 17.3	昭和49年9月24日
神戸市東灘区住吉浜町18番地 近畿くみあい飼料株式会社 くみあい配合飼料 ビグゴールドB	表	16.0 16.7	2.5 3.3	4.0 1.7	8.0 4.5	昭和49年9月24日 鳥取市幸町123 鳥取県経済連鳥取支所
くみあい配合飼料 ニューキソグビーフ後期	表	11.5 12.7	2.0 3.6	9.0 4.8	9.0 6.4	
くみあい配合飼料 ニューキソグビーフ前期	表	13.0 14.4	2.0 3.5	9.0 5.2	9.0 6.6	
くみあい配合飼料種豚用 ハイブリーダー	表	15.0 15.8	2.0 2.9	7.0 4.1	9.0 6.0	

くみあい配合飼料 肉牛用	表	12.0 12.2	2.0 3.4	8.0 4.2	10.0 6.0	昭和49年9月25日 回 上
くみあい配合飼料 ビゾエースC	表	14.0 14.9	2.5 2.7	5.0 2.7	8.0 4.9	

〔備考〕 表示区分の欄中、「表」とあるのは法第15条の2の規定により成分等表示票を附した飼料を、「票」とあるのは任意に成分票を附した飼料を、空白はそれら以外の飼料を示す。

検査結果の成分検査の欄中、上段は表示成分量を示し、「粗たん白質」の欄は「以上」を示し、「粗脂肪」の欄は「以下」を示し、「粗繊維」及び「粗灰分」の欄は「以下」を示し、下段は分析結果を示す。検出物「法第15条の2に関するもの」の欄中上段は混入物の表示上の混入割合を示し、下段は分析結果の混入割合を示す。

収去及びその他特記すべき事項の欄中場所の表示のあるものは当該場所において当該飼料を収去したことを示し、場所の表示のないものは当該飼料の製造事業場において収去したことを示す。

鳥取県告示第千百五号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和四十九年十二月六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

- 一 解除予定に係る保安林の所在場所
東伯郡三朝町大字柿谷字戒谷二六一、二六二（以上二筆について、次の図に示す部分に限る。）

- 二 保安林として指定された目的
水源のかん養
- 三 解除の理由
林道敷地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部造林課及び三朝町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第千百六号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和四十九年十二月六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

- 一 解除予定に係る保安林の所在場所
東伯郡三朝町大字木地山字栗祖一〇二〇の一（次の図に示す部分に限る。）

- 二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

道路敷地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部造林課及び三朝町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第千七百七号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和四十九年十二月六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 解除予定に係る保安林の所在場所

日野郡日南町上萩山字新田山四八六の六七、四八六の七〇(以上二筆について、次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

道路敷地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部造林課及び日南町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第千八百八号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第六十八条第二項において準用する同法第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり土地改良区

から清算人が就任した旨の届出があつたので、同法第六十八条第二項において準用する同法第十八条第十七項の規定により告示する。

昭和四十九年十二月六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

大沢土地改良区

就任した清算人の氏名及び住所

井上 万吉男 米子市東福原八二八

井上 豊 八六七

加藤 隆良 二八一の二

渡辺 嘉吉 西福原一、〇〇四の二

大上 良三 九五三

大先 安五郎 一、二〇八

生田 薫 一、三六一

本田 勇 三三九

河上 徳寿 一九七

清水 正朝 米原七二三

相野 包寿 四二八

倉立 俊明 両三柳二、二五五

戸田 忠彦 二、二五七

岩本 茂 二、三四二

宮原 利徳 五四九

高光 信市 四、五一三

高松 倅 一、五八八

矢谷 廣吉 三、四五一
 影谷 勘一 上福原一、五四六
 竹本 美佐雄 九八二
 永本 黄 安倍九〇七
 井原 喜三雄 勝田町二七七
 鈴木 昭三 旗ヶ崎一、〇三三の一
 昭和四十九年十一月十一日解散認可により理事が就任 任期清算終了ま
 で

鳥取県告示第千九号

昭和四十九年十一月十四日付けで鳥取市から申請のあつた土地改良（西
 今在家地区農道整備）事業計画については、審査した結果適当と認めたと
 で、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項
 において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十九年十二月六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

- 一 縦覧に供する書類の名称
土地改良事業計画書及び条例の写し
- 二 縦覧に供する期間
昭和四十九年十二月七日から二十日間
- 三 縦覧に供する場所
鳥取市役所
- 四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期
 間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第千十号

昭和四十九年七月三十一日付けで日吉津村から申請のあつた土地改良（
 海川地区農道整備）事業計画については、審査した結果適当と認めたと
 で、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項にお
 いて準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十九年十二月六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

- 一 縦覧に供する書類の名称
土地改良事業計画書及び条例の写し
- 二 縦覧に供する期間
昭和四十九年十二月七日から二十日間
- 三 縦覧に供する場所
日吉津村役場
- 四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期
 間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第千百十一号

米子市富益町四一三九番地長谷川幸ほか百四十一人の者から申請のあつ
 た土地改良（上富益地区農業用排水）事業については、土地改良法（昭

和二十四年法律第九十五号) 第九十五条第三項において準用する同法第十條第一項の規定に基づき、昭和四十九年十一月二十九日認可したので、同法第九十五条第四項の規定により告示する。

昭和四十九年十二月六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第千百十二号

北条町から申請のあつた町営土地改良(大野地区区画整理)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十條第一項の規定に基づき、昭和四十九年十一月二十九日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十九年十二月六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第千百十三号

次の開発行為に關する工事が完了したので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和四十九年十二月六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

- 一 開発許可の年月日及び番号
昭和四十九年九月五日 鳥取県指令受都計第四百四十八号
- 二 開発区域に含まれる地域の名称
鳥取市安長字東魚尾

- 三 開発許可を受けた者の住所及び氏名
鳥取市今町二丁目一二三番地

日ノ丸産業株式会社

取締役社長 御船 剛

鳥取県告示第千百十四号

次の開発行為に關する工事が完了したので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和四十九年十二月六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

- 一 開発許可の年月日及び番号
昭和四十九年五月四日 鳥取県指令受都計第百一十一号

- 二 開発区域に含まれる地域の名称
鳥取市大杵字田中土居及び字畑ケ田

- 三 開発許可を受けた者の住所及び氏名
鳥取市寺町一番地三二

株式会社 中国開発

代表取締役 林 利夫

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第九十二号

昭和四十九年第十六回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

昭和四十九年十二月六日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加藤 章

一 日時 昭和四十九年十二月九日 午前十一時

二 場所 鳥取市東町一丁目二二〇番地 鳥取県庁第二応接室

三 議題 新成人研修会の開催について

地方労働委員会告示

鳥取県地方労働委員会告示第五号

鳥取県地方労働委員会あつせん員候補者を昭和四十九年十一月二十八日委嘱し、及び解任したので、労働委員会規則（昭和二十四年中央労働委員会規則第一号）第六十八条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十九年十二月六日

鳥取県地方労働委員会会長 下 田 三 子 夫

一 委嘱

氏名	生年月日	住 所	職 業	電 話 番 号	経 験 及 び 関 歴
北尾 才智	大五、三、三	西伯郡西伯町字原四九〇	鳥取県労働組合総評議会議長 鳥取県地方労働委員会委員	県総評議会 (鳥取)三―三三二 自宅 (西伯)三六〇	鳥取県労働組合総評議会事務局長 私鉄中国地方労働組合日ノ丸自動車支部 執行委員長
垣田堅二郎	大四、二、八	倉吉市東岩倉町二二七七	垣田病院院長	病院 (倉吉)二―三二五 自宅 (倉吉)二―六〇三	
山田 勲	昭三、三、八	鳥取市行徳い三一九	鳥取県地方労働委員会事務局 審査課長	事務局 (鳥取)三―六〇四 自宅 (鳥取)三―五七四	鳥取県農林部耕地課管理係長

二 解任

小倉 勇
高田 純

公 告

ふぐの取扱等に関する条例(昭和34年3月鳥取県条例第12号)第3条第1項及び第2項に規定するふぐ処理師試験及びふぐ調理師試験を次のとおり実施する。

昭和49年12月6日
鳥取県知事 平 林 鴻 三

1 受験資格

(1) ふぐ処理師試験

昭和50年1月21日現在において年齢18歳以上の者で食品衛生法施行令(昭和28年政令第229号)第5条第11号若しくは第13号に規定する魚介類販売業若しくは魚肉ねり製品製造業又は乾ふぐ製造業に2年以上従事しているもの

(2) ふぐ調理師試験

調理師法(昭和33年法律第147号)第2条に規定する者

2 受験手続

(1) 受験願書の受付期間

昭和50年1月7日から昭和50年1月10日まで

(2) 受験願書の提出先及び添付書類

受験願書に次の書類を添えて住所地在を管轄する保健所に提出すること。

ア ふぐ処理師試験

(ア) 履歴書及び戸籍の謄本又は抄本

(イ) 写真(最近6月以内に撮影した名刺型、正面、脱帽上半身のもの)

(ウ) 魚介類販売業、魚肉ねり製品製造業又は乾ふぐ製造業に2年以上従事している旨の保健所長の証明書

イ ふぐ調理師試験

(ウ) 履歴書

(イ) 写真(最近6月以内に撮影した名刺型、正面、脱帽上半身のもの)

(ウ) 調理師免許書の写し

3 試験期日

(1) 筆記試験

昭和50年1月21日 午前10時から12時まで

(2) 実地試験

米子及び根雨保健所管内の受験者

昭和50年1月22日 午前10時から

倉吉保健所管内の受験者

昭和50年1月23日 午前10時から

鳥取、那家及び浜村保健所管内の受験者

昭和50年1月24日 午前10時から

4 試験場所

(1) 筆記試験

米子及び根雨保健所管内の受験者

米子市西福原 米子保健所

倉吉保健所管内の受験者

倉吉市藏城 中部総合事務所

鳥取、郡家及び浜村保健所管内の受験者

鳥取市西町二丁目311番地 鳥取市福祉文化会館 (5階)

(2) 実地試験

米子及び根雨保健所管内の受験者

米子市勝田町一丁目 鳥取県立米子東高等学校

倉吉保健所管内の受験者

倉吉市藏城 倉吉保健所

鳥取、郡家及び浜村保健所管内の受験所

鳥取市西町二丁目 鳥取市福祉文化会館内鳥取市働く婦人の家

(5階)

5 試験科目

(1) ふぐ処理師試験

ア 衛生関係法規

イ 公衆衛生学

ウ 食品衛生学

エ ふぐ処理の実施(ふぐの種類及び毒性臓器の鑑別を含む。)

(2) ふぐ調理師試験

ア ふぐの種類及びふぐ毒に関する知識

イ 衛生関係法規(主としてふぐの取扱い等に関する条例)

ウ ふぐ調理の実施(毒性臓器の鑑別を含む。)

6 試験手数料及びその納付方法

(1) 試験手数料 1,500円

(2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書の収入証紙はりつけ欄にはりつけること。この場合、消印しないこと。

7 試験当日の携行品

(1) 筆記試験

受験通知、筆記用具及び上ぞうり

(2) 実地試験

受験通知、白衣、庖丁、耐水性のはきもの及び白帽又は三角巾

8 合格者の発表

実地試験の終了後15日以内に所轄保健所に掲示する。